



士別ロータリークラブ

創立 1960・3・24 RI第2500地区

Vol.28

No.2772

2021-2022年度国際ロータリーテーマ



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021-2022年度 国際ロータリー
会長 シェカール・メータ

2021-2022年度RI第2500地区テーマ

ガバナー 漆崎 隆

ロータリーの素晴らしさを広めましょう

RI HP <https://www.rotary.org/ja>

2500地区ホームページアドレス <http://rid2500.jp/>

2021-2022年度士別ロータリースローガン
笑顔と奉仕で明るい豊かな地域へ



道の駅 羊のまち 侍・しべつ

- 会長／泉谷 勇 ■ 副会長／近藤峯世
 - 幹事／菊地 仁
 - 例会場／士別グランドホテル
 - 例会日／毎週月曜日 12:10～13:10
 - 事務所／士別グランドホテル TEL 0165-23-1234
- 士別ロータリークラブ HP <http://www.douhoku.jp/sibeturc/>

今日のプログラム

第2858回例会

2022年6月6(月)

・普通例会 ・理事会

前回(5月30日)の記録 ・夜間例会

- ・司 会 宮崎隆雄会場監督
- ・斉 唱 それでこそロータリー
- ・本日の出席 会員43名 出席率100%
- ・本日の欠席

・メイクアップ

- ・ピジター
- ・ゲスト
- ・ニコニコBOX

累計 217,000円

例会予定

■ 5月例会【青少年奉仕月間】

- 5月2日(月) 特別休会
- 5月9日(月) 例会・理事会
- 5月16日(月) 例会
- 5月23日(月) 早朝例会
- 5月30日(月) 夜間例会

■ 6月例会【ロータリー親睦活動月間】

- 6月6日(月) 例会・理事会
- 6月13日(月) 例会
- 6月20日(月) 例会
- 6月27日(月) 夜間例会

■会務報告

泉谷 勇会長

●最近、時折初夏のような日もあったり、本日のように急に気温が下がったりと体調管理が難しい季節となっております。メンバーの皆さんも健康管理には十分お気を付けてください。

●昨日旭川に行った帰りに久々にケンタッキー・フライド・チキンが無性に食べたくなりテイクアウトをいたしました。その時びっくりしたんですが、なんとカーネルサンダー人形の左胸にロータリーバッジが付いているではありませんか。すぐスマホでググると出てきました。「ケンタッキー・フライドチキン」の「カーネル・サンダース」こと「ハーランド・サンダース」は1919年29歳でロータリークラスに入会しています。かなり熱心なロータリアンで有名です。かれは、ロータリーの「四つのテスト」を自分のビジネスの基本ルールにとり入れたそうです。

◎そのビジネスに嘘偽りは無いか

◎そのビジネスは関係するすべての人に公平か

◎そのビジネスは良好な人間関係を作っていくものか

◎そのビジネスは関係する全ての人にとって有益なものか

この4つすべてにイエスと答えられない事業は発展しないと切り切ったそうです。そして100年後の今、世界中の誰もが知るケンタッキーフライドチキンなんですね。大変勉強になりました。

●次にウイズコロナですが今年度から、市内の大体の事業が制限付きで再開されて行きます。社協のふれあい広場を筆頭に、土別神社祭、土別ハーフマラソン大会等々我々土別ロータリークラスもその事業に関わりのあるメンバーがたくさんいます。ただ2年半もコロナで休止していた事業等ですので、委員長はじめとするメンバーが解らなかつたり忘れていたことが予想されますので、理解しているメンバーは進んで教えてあげてください。理解しないで進むと往々にして失敗が待っております。私もちよくちよくやってしまうのが知ったか振りです。知らないことが恥ずかしくなりやっけてしまいます。

土別ロータリークラスも年度が替わる時期です、事業も2年半のフランクがありますが皆さんも是非、知ったか振りをせず、わかっているメンバーは親切、丁寧に教えてあげてください。当然、聞く方も感謝の気持ちを忘れずに伝えましょう。それが親睦に繋がります。どうぞよろしく願いいたします。

●それと来週の6月6日の第1例会ですが、私し、出張で休みます、代わりに近藤副会長の会務報告ですので、どうぞよろしく願いいたします。

■幹事報告

菊地 仁幹事

1) 先ほど会長からも報告がありましたが、本朝10時、翔雲高校にて、当クラブ60周年記念事業であります10年間毎年10万円の寄付の贈呈に、私も随行してまいりました。

2) 本日は移動例会となっておりますが、終了後の二次会は特にご用意しておりませんのでご理解の程、宜しくお願い致します。

3) 大橋次年度幹事より既に案内済みですが、次週6月6日の例会終了後、ホテル2階にて2022-2023年度第3回理事会を開催致します。尚、案内の日時の曜日が

が水曜日となっておりますが正しくは月曜日の誤りですので、大橋次年度幹事に代わり、訂正とお詫びを申し上げます。



新旧クラブ協議会（5月25日）



翔雲高校への寄贈（5月30日）

移動夜間例会（5月30日）

■会員卓話

神田裕教会員

テーマ【労働者の年次休暇について】②

○年次有給休暇とはその内容、働き方改革でどのように変わったのだろうか。

2019年4月からすべての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち、年間、5日については、使用者が時期を指定して取得させることが義務付けられたということです。これは、労働者が自ら請求して3日取得した場合は、使用者は2日を時期指定すればよいということであり、労働者がすでに5日以上有給を請求・取得しているのであれば、使用者による時季指定をする必要はないということです。つまり、労働者が1年間に1日も年休を請求しない場合には、使用者が最低年間5日は、労働者に年休を取得させなければならないということです。5日が最低ですので、5日以上取得させる分にはなんの問題もありません。

○労働者がどのくらいの期間働いたら、労働者には権利として請求できる年次有給休暇が何日付与されるのだろうか。

採用から6か月間経過して、その期間の全労働日の8割以上出勤することで、10日が付与されます。つまり4月1日に採用したら、10月1日には10日付与ということです。そして10日付与されてから1年間が経過すると11日、そこからまた1年間が経過すると12日、そこから更に1年間が経過すると14日と付与され、最大で6年6か月経過すると20日が付与されますので、6か月以上経過した労働者はこの間仮に1日も有給休暇を取得しないと仮定した場合は前年分が繰り越されて40日持っているということになりますが、しかし働き方改革後は、必ず最低でも年間5日は取得させなければならないので、40日間有給休暇を持っているという労働者はいないと思います。また、この年次有給休暇の労働者の請求権の時効は2年です。